

証券コード 3627

2020年5月12日

株 主 各 位

東京都千代田区神田須田町一丁目23番地 1
ネ オ ス 株 式 会 社
代表取締役社長 池 田 昌 史

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記日程にて開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2020年5月26日(火曜日)午後5時00分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年5月27日(水曜日)午前10時
2. 場 所 東京都千代田区神田淡路町二丁目9番地
損保会館 大会議室
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第16期(2019年3月1日から2020年2月29日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び
監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第16期(2019年3月1日から2020年2月29日まで)
計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 吸収分割契約承認の件 |
| 第5号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第6号議案 | 当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対するストックオプション報酬額及び内容の件 |

議決権行使についてのご案内

- (1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年5月26日(火曜日)午後5時00分までに到着するようご返送ください。
- (2) インターネットによる議決権行使の場合
インターネットにより議決権を行使される場合には、2020年5月26日(火曜日)午後5時00分までに行使してください。

- (3) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、又は、パソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以上

~~~~~

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<https://www.neoscorp.jp/>)に掲載しておりますので、法令及び当社定款第12条の定めに基づき、報告事項に関する提供書面には掲載しておりません。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.neoscorp.jp/>）に掲載させていただきます。

※新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染が広がっています。

本株主総会にご出席される株主さまは、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

(提供書面)

## 事業報告

( 2019年3月1日から  
2020年2月29日まで )

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(自2019年3月1日至2020年2月29日)における日本経済は、2019年10月1日に施行された消費税増税の影響等から、実質GDP成長率は10～12月期に大幅に鈍化し、2019年暦年ベースで前年比0.7%とわずかながらのプラス成長となりました。加えて、年明けからの新型コロナウイルス感染症の蔓延が世界的な脅威となっており、東京五輪・パラリンピックの延期、緊急事態宣言の発出など、状況は時々刻々変化しており、今後の内外経済の先行きは極めて不透明で、強く危惧されております。

このような状況のなか、ICT (Information and Communication Technology) の重要性はさらに増してきており、リモートワークを前提としたビジネスコミュニケーションやネットを使った家庭内での教育支援、健康増進など、多岐にわたったICTの活用が期待されております。また、AI (Artificial Intelligence) やRPA (Robotic Process Automation)、5Gなどの技術の進展やIoT (Internet of Things) の拡がりやキャッシュレス化、教育のデジタル化など、デジタルトランスフォーメーション (DX) の流れは引き続き力強い動きとなっております。

こういったなかで、当社グループでは、当連結会計年度においてより一層の事業強化や収益性向上に向けたさまざまな事業基盤の拡充に注力いたしました。デバイス事業においては、IoTの旺盛な需要に応えるため、期初に中国・深圳工場を移転・拡張し生産体制を拡充、さらに9月に第二拡張を実施し、さらなる体制強化を図りました。ソリューション事業においては、技術力強化、収益性向上に向けて、国内開発拠点である札幌オフィスの統合・拡張、機材刷新やベトナムオフショア開発拠点の拡充を実施、開発力の一層の強化と品質向上に向けた取り組みを図っております。ハード、ソフト含めて旺盛なソリューション需要に対応するための体制整備を進める一方で、チャットボット等のビジネスコミュニケーションやEdTech、HealthTech、FinTechなどのX-Techサービスの強化にも注力しており、これ

らについても順調に売上を拡大いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は10,815,726千円（前期比21.5%増）、営業利益は875,519千円（前期比73.5%増）、経常利益は852,114千円（前期比76.9%増）、純利益は566,877千円（前期比29.9%増）と、大幅な増収増益となりました。

なお、当第1四半期連結会計期間に実施した組織改編により、ソリューション事業の一部をコンテンツ事業へ移管しており、以下は移管後の区分に組み替えた数値です。

事業別の詳細については以下の通りです。

#### <ソリューション事業>

当連結会計年度におけるソリューション事業の売上高は、3,515,034千円（前期比8.4%減）となりました。

ソリューション事業においては、技術力強化と収益性向上に向けて、開発基盤の整備に取り組んでおり、4月にオフショア開発の拠点であるベトナムの現地法人に増資し人員の拡充を図るとともに、7月には札幌市内に分散していたオフィスの整備・統合、開発機材の刷新を行い、品質強化に取り組んでおります。自社のプロダクト・サービス事業においては、電子マネー決済サービスとビジネスコミュニケーションサービスの拡大に注力しており、決済サービスにおいては政府のキャッシュレス化促進対策もあり、ホームセンターや飲食店チェーンなど、導入店舗が拡大しております。また、ビジネスコミュニケーションサービスにおいては、チャットボットの製品力強化に向けて、名称を『neoスマボ（ネオスマボ）』へ一新、応答制度向上やユーザーラーニング機能等の管理者機能の強化と提供価格の改定により、さらなるユーザー拡大に取り組んでおります。

#### <コンテンツ事業>

当連結会計年度におけるコンテンツ事業の売上高は、1,194,785千円（前期比5.0%増）となりました。

コンテンツ事業においては、キッズ／知育分野に注力しており、『クレヨンしんちゃん お手伝い大作戦』を始めとする未就学児や小学校の低学年を対象とした知育アプリの開発、拡販に取り組んでおります。また、今期においてはNintendo Switch向けソフト事業を新たにスタートし、第一弾として『ぷるきやらフレンズ ほっぺちゃんとサンリオキャラクターズ』をリ

リースしました。また、教育分野では、さまざまな学習コンテンツを有する教育出版社との連携により、学校教育をサポートするデジタル化プロデュース事業を推進しております。ヘルスケア分野では、企業や保険組合・自治体などが実施する健康事業をサポートする健康増進ソリューション『RenoBody』ウォーキングイベントサービスの採用が拡大しており、健康経営を推進する150を超える企業や団体で導入されております。

#### <デバイス事業>

当連結会計年度におけるデバイス事業の売上高は、6,105,906千円（前期比55.5%増）となりました。

デバイス事業においては、IoTデバイスの需要が企業のみならずコンシューマ領域にも急速に拡大しており、ソースネクスト株式会社の「POCKETALK」やJapanTaxi株式会社の「決済機付き車載サイネージタブレット」等の製造受託事業が順調に推移しました。加えて、今期においては、株式会社ビットキーのスマートロックデバイス「bitlockLITE」やソースネクスト株式会社のGPS位置みまもり機「FamilyDot」など、IoT機器製造案件が増加しており、これらの需要拡大に対応するために、中国・深圳の工場の生産体制強化を期首に行い、9月には資本増強し第二拡張を実施しました。さらに、生産体制の増強と同期して12月に宮崎のカスタマーサポートセンターの拡張移転、人員増強を実施し、保守・サポートの大幅な拡充を行いました。また、販売チャネル拡大策として、プリント基板のEコマース事業を展開する株式会社ピーバンドットコムと業務提携を行い、同社の試作や小ロット量産顧客の需要を取り入れることで、新たな顧客層を獲得する施策も展開を始めております。

② 資金調達の状況

当連結会計年度中に、長期運転資金及び新規事業投資資金等として、金融機関より長期借入金310,000千円を調達いたしました。また、2019年3月15日に第三者割当（割当先：大和証券株式会社）による行使価額修正条項付第23回新株予約権10,000個の発行を行い、2019年4月5日までに全ての権利行使がされたことで総額933,384千円を調達いたしました。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は392,843千円であり、事業用ソフトウェアをはじめとする無形固定資産への投資242,341千円、生産、開発、保守サービス体制の強化等、業務拡大に伴い取得した有形固定資産への投資150,502千円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

記載すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の営業成績及び財産の状況

| 区 分                                        | 第13期<br>2017年2月期 | 第14期<br>2018年2月期 | 第15期<br>2019年2月期 | 第16期<br>(当連結会計年度)<br>2020年2月期 |
|--------------------------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売上高<br>(千円)                                | 5,287,706        | 4,946,527        | 8,902,848        | 10,815,726                    |
| 経常利益又は<br>経常損失 (△)<br>(千円)                 | △286,513         | △431,066         | 481,639          | 852,114                       |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益又は<br>当期純損失 (△)<br>(千円) | △358,078         | △646,496         | 436,427          | 566,877                       |
| 1株当たり当期純利益<br>又は当期純損失 (△)<br>(円)           | △41.87           | △72.39           | 44.13            | 49.71                         |
| 総資産<br>(千円)                                | 4,184,274        | 3,866,392        | 5,051,212        | 8,499,260                     |
| 純資産<br>(千円)                                | 2,501,124        | 2,085,814        | 3,364,662        | 4,948,609                     |

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式数により算定しております。

② 当社の営業成績及び財産の状況

| 区 分                              | 第13期<br>2017年2月期 | 第14期<br>2018年2月期 | 第15期<br>2019年2月期 | 第16期<br>(当事業年度)<br>2020年2月期 |
|----------------------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------------|
| 売上高<br>(千円)                      | 5,262,616        | 4,936,502        | 4,987,420        | 4,719,930                   |
| 経常利益又は<br>経常損失 (△)<br>(千円)       | △271,336         | △319,654         | 204,558          | 38,748                      |
| 当期純利益又は<br>当期純損失 (△)<br>(千円)     | △339,089         | △629,864         | 160,846          | 17,742                      |
| 1株当たり当期純利益<br>又は当期純損失 (△)<br>(円) | △39.65           | △70.53           | 16.27            | 1.56                        |
| 総資産<br>(千円)                      | 4,173,373        | 3,883,537        | 4,272,272        | 5,000,575                   |
| 純資産<br>(千円)                      | 2,494,090        | 2,097,621        | 3,084,978        | 4,046,116                   |

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式数により算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

| 会社名                                  | 資本金           | 当社の出資比率            | 主要な事業内容                               |
|--------------------------------------|---------------|--------------------|---------------------------------------|
| スタジオプラスコ株式会社                         | 10,000千円      | 100.0%             | デジタルコンテンツの制作・企画                       |
| NEOS INNOVATIONS INTERNATIONAL, INC. | 300千米ドル       | 100.0%             | 新技術・新サービスの調査研究等                       |
| NEOS VIETNAM INTERNATIONAL CO., LTD  | 9,600,000千VND | 100.0%             | ソフトウェア及びシステムの開発・運用等、ITサービス全般          |
| 株式会社<br>ジェネシスホールディングス                | 85,000千円      | 95.0%              | ICT及びIoT製品の開発、製造受託、販売、及びカスタマーサポート業務受託 |
| 株式会社ネオス分割準備会社<br>(注2)                | 15,000千円      | 100.0%             | 情報通信サービス及びソフトウェア開発                    |
| 創世訊聯科技(深圳)有限公司<br>(注3)               | 5,000千香港ドル    | 100.0%<br>(100.0%) | ICT及びIoT製品の開発、製造及び品質管理受託              |

- (注) 1. 当社の出資比率は小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。  
2. 当社は、2020年2月3日付で株式会社ネオス分割準備会社を設立いたしました。  
3. 「当社の出資比率」欄の( )書は間接所有割合(内数)であります。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① グループ経営体制の強化

当社グループが属する情報通信市場は、急速な勢いでIoT (Internet of Things) 化が進展しており、AI (Artificial Intelligence)、RPA (Robotic Process Automation) 等の技術進化に加え、5G (第5世代移動通信システム) の導入等が相俟って、世界規模でさらに劇的に変化をしていくことが予想されます。こうした市場のなかで、当社グループが魅力的なICT、IoTのソリューションとサービスを継続的に提供し、競争優位性を維持していくためには、グループが有するハード、ソフト、コンテンツ及びサービスに関する技術力やノウハウを有機的に結合するとともに、業務提携やM&A等の資本提携の展開、新規事業の開拓等が極めて重要であると認識しております。これらに対処するために現在検討を進めている持株会社体制への移行をスムーズに実施するとともに、グループシナジー発揮のための横断的な事業推進体制を構築してまいります。

##### ② DXソリューション事業の推進

あらゆる産業分野において、デジタル技術を使った新しいプロダクト、サービス、ビジネスモデルの開発、すなわち、デジタルトランスフォーメーション (DX) が進展して行くことは明白であることから、産業界においてこのニーズが顕在化しており、企業におけるDXへの取り組みは、今後も飛躍的に拡大していくものと予測されます。IoTという言葉に代表されるように、DXは、ソフトウェア、コンテンツのみならずハードウェアを含めてICT全てを巻き込んで進んでいく現象であり、当社グループは、ハードウェア、ソフトウェア、コンテンツ及びサービスの各事業を内部に抱える強みを生かして、これらを横断的に活用し、トータルで提供することによって当社ならではのDXソリューションを提供すべく取り組んでまいります。

##### ③ X-Techサービス事業の推進

DXは、既存の産業やサービスとデジタル技術、ICT技術が結びつくことによって全く新たなサービスとして昇華して行く、いわゆる「X-Tech」サービスを生み出します。当社グループの収益性を中長期的に安定化させていくためには、当社独自の競争力のあるDXソリューション事業を確立して行く一方で、当社自身が当社の強みを活かしたストック型のビジネスモデルであるX-Techサービス事業を展開していくことが必要と考えております。具体的には、チャットボット等の従来のコミュニケーションに取って代わるAI型「ビジネスコミュニケーション」サービス、創業時からのコンテンツ企画、制作力やプロデュース力を活用した知育、教育アプリ等の「EdTech」サービス、歩数計アプリ「RenoBody」を活用した法人向けウォーキングイベント等の「HealthTech」サービス、キャッシュレス決済サービス「ValueWallet」

等の「FinTech」サービスなどに積極的に経営資源を投入し、安定収益源の拡大を推進してまいります。

④ グローバル化の推進

DXソリューション事業における熾烈な競争環境で競争優位性を維持し、X-Tech事業のさらなる成長拡大を図るためには、グローバルな視点にたった経営体制の構築が不可欠であると考えております。世界的な潮流を踏まえた技術開発や、コスト競争力の優位性を確保していくためには、ソフトウェア、ハードウェアともに、企画、設計段階からのグローバルな開発、製造体制の構築を推進していく必要があります。当社グループは、ソフトウェア開発では NEOS VIETNAM INTERNATIONAL CO.,LTD、ハードウェア製造では創世訊聯科技(深圳)有限公司と、海外拠点を有しておりますが、両拠点の開発、生産能力の深化はもとより、今後も必要に応じてグローバルな開発、製造展開やパートナー展開を検討していく方針であります。

⑤ プロジェクトマネジメントの強化

当社グループの成長に伴い、長期にわたるソフトウェア開発受託プロジェクトや、大規模なハードウェア製造受託プロジェクト、また大型のゲームソフト開発などが増えていく傾向にあります。これらの大型プロジェクトについては、より高度なプロジェクト管理が要求されるため、マネジメント力をさらに強化していくことが必須と捉えております。具体的には、(1)受注時、企画時における見積り精度の向上、(2)きめ細かな開発、製造要員計画の立案、(3)品質管理体制の拡充、(4)仕様決定プロセスにおける顧客確認、外注先確認の徹底、(5)顧客、外注先との緊密なコミュニケーションなどが重要と考えており、これらを推進してまいります。

⑥ 有能な人材の確保及び育成

DXソリューション事業とX-Techサービス事業の競争力強化を推進していくにあたっては、それぞれの事業に必要な人材を確保、育成していくことが重要と考えております。サービス企画スキル等をもつプロジェクト・マネジメント要員や高度な知識・技術等をもつエンジニア、技術や幅広い視野等をもつクリエイターなど有能な人材の確保、育成強化、定着支援に向けて各種採用活動を進めるとともに、職場環境の充実、モチベーション向上のための施策や報酬制度、教育、育成制度の充実や採用戦略の強化等に積極的かつ継続的に取り組んでいくことが重要と捉えております。

⑦ グループ・ガバナンスの高度化、及びセキュリティ体制の強化

当社グループの持続的成長を可能とする企業体質の確立に向けて、海外の拠点、子会社を含むグループ全体のコーポレートガバナンスの強化、並びに

内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しており、現在進めている持株会社体制への移行準備作業においても、より高度な体制を目指し、注力しているところであります。また、当社グループの事業領域の拡大、業容の多角化に伴い、取り扱う情報資産が多様化し、かつ増加していくことから、開発におけるセキュリティ標準遵守の徹底や、セキュリティ教育、啓蒙のさらなる推進、ソフトウェア、デバイスのモニタリング体制の拡充など、企業の社会的責任である情報セキュリティの確保に向けた取り組みを強化してまいります。

⑧ 新型コロナウイルス感染症への対応

2019年暮れから発生した新型コロナウイルス感染症は瞬く間に世界中に広がり、渡航制限や都市封鎖等の各国の対策はエスカレートし、類のない脅威となっております。日本でも感染者数は拡大しており、緊急事態宣言の発出や、大規模経済対策など、さまざまな政策が相次いで打ち出されている状況にあります。感染の収束、および経済の本格的回復までには、長期間を要することも予想され、それを踏まえたうえで対策を講じていくことが重要と考えております。具体的には、(1)従業員（家族を含む）、顧客、取引先、社会等に対して、身体の安全と安心感の醸成を目的としたリモートワーク、ビデオ会議等の導入による感染症防止対策の徹底、(2)当社チャットボット技術を用いた、厚生労働省等からの公開情報に基づく「新型コロナウイルスQ&Aチャットボット」の提供や、児童の在宅時間長期化に対する知育アプリの無償提供拡大等の取り組み、(3)景気低迷長期化による法人需要の減少、外出自粛による消費者ニーズの変化に対応したフレキシブルな事業構造の見直し、経営資源の再配分、(4)事業の継続性を担保するための資金の確保、必要に応じた資金調達、(5)ピークアウト後のニューノーマルを見据えた経営戦略、中期経営計画の策定などが重要と考えており、これらを推進してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年2月29日現在)

| 部 門 区 分   | 主 要 製 品                                                                                   |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| ソリューション事業 | ソフトウェア開発やSI（システムインテグレーション）等のサービスソリューションと、チャットボットや電子マネー等の法人向けプロダクト・サービスを提供する事業             |
| コンテンツ事業   | キッズ・教育、ヘルスケア等の分野におけるコンシューマ及び法人向けのサービスやデジタル化プロデュースを提供する事業                                  |
| デバイス事業    | 中国・深圳のサプライチェーンを活用し、各種センサーデバイスやネットワークと連携したIoT等のスマートデバイスを製造し、用途に応じてカスタマイズしてサービス事業者向けに提供する事業 |

(6) 主要な事業所 (2020年2月29日現在)

① 当社

|     |                       |
|-----|-----------------------|
| 本 社 | 東京都千代田区神田須田町一丁目23番地 1 |
|-----|-----------------------|

② 子会社

|                                      |                                |
|--------------------------------------|--------------------------------|
| スタジオプラスコ株式会社                         | 東京都千代田区神田須田町一丁目23番地 1          |
| NEOS INNOVATIONS INTERNATIONAL, INC. | アメリカ合衆国カリフォルニア州                |
| NEOS VIETNAM INTERNATIONAL CO., LTD  | ベトナム社会主義共和国ハノイ市                |
| 株式会社ジェネシスホールディングス                    | 東京都千代田区神田須田町一丁目23番地 1          |
| 株式会社ネオス分割準備会社                        | 東京都千代田区神田須田町一丁目23番地 1          |
| 創世訊聯科技(深圳)有限公司                       | 中国廣東省深圳市寶安区新安街道留仙二路潤恒鼎豐産業園二棟四樓 |

(7) 従業員の状況 (2020年2月29日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数     | 前連結会計年度末比増減 |
|----------|-------------|
| 442(55)人 | 200(29)人    |

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、人材会社からの派遣社員を含みます。）は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数    | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------|-----------|-------|--------|
| 190(5)人 | 9(-2)人    | 40.9歳 | 6.6年   |

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、人材会社からの派遣社員を含みます。）は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年2月29日現在)

| 借入先         | 借入額       |
|-------------|-----------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 518,087千円 |
| 株式会社東京スター銀行 | 100,000千円 |
| 株式会社みずほ銀行   | 12,500千円  |
| 日本生命保険相互会社  | 12,500千円  |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、当社の連結子会社である株式会社ジェネシスホールディングス（以下「ジェネシス」といいます。）との間において、2020年4月21日付で、2020年6月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、ジェネシスを株式交換完全子会社とする株式交換に係る株式交換契約を締結いたしました。

## 2. 会社の状況

### (1) 株式の状況（2020年2月29日現在）

|             |             |
|-------------|-------------|
| ①発行可能株式総数   | 24,000,000株 |
| ②発行済株式の総数   | 11,483,500株 |
| ③単元株式数      | 100株        |
| ④株主数        | 7,961名      |
| ⑤大株主（上位10名） |             |

| 株 主 名                                 | 持 株 数 （ 株 ） | 持 株 比 率 （ % ） |
|---------------------------------------|-------------|---------------|
| 池 田 昌 史                               | 1,877,800   | 16.35         |
| 株 式 会 社 N T T ド コ モ                   | 1,020,000   | 8.88          |
| シ ャ ー プ 株 式 会 社                       | 360,000     | 3.13          |
| K D D I 株 式 会 社                       | 210,000     | 1.82          |
| 日本マスタートラスト信託銀行<br>株 式 会 社 （ 信 託 口 ）   | 197,700     | 1.72          |
| 井 川 等                                 | 173,100     | 1.50          |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行<br>株 式 会 社 （ 信 託 口 ） | 157,400     | 1.37          |
| マ ケ ナ フ ィ ー ル ズ 株 式 会 社               | 145,700     | 1.26          |
| 楨 尾 茂 樹                               | 134,000     | 1.16          |
| 川 村 英 夫                               | 120,000     | 1.04          |

（注）持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2020年2月29日現在）

記載すべき事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

|                        |       | 第24回新株予約権                                            |
|------------------------|-------|------------------------------------------------------|
| 発行決議日                  |       | 2019年5月17日                                           |
| 新株予約権の数                |       | 81個                                                  |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |       | 普通株式 8,100株<br>(新株予約権1個につき 100株)                     |
| 新株予約権の払込金額             |       | 新株予約権1個当たり<br>71,606円<br>(1株当たり 716円06銭)             |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |       | 新株予約権1個当たり<br>100円<br>(1株当たり 1円)                     |
| 権利行使期間                 |       | 2022年5月23日から<br>2025年5月22日まで                         |
| 行使の条件                  |       | 権利行使時において当社の従業員並びに当社子会社の取締役、または取締役会で認定された者であることを要する。 |
| 使用人等への交付状況             | 当社使用人 | 新株予約権の数： 81個<br>目的となる株式数： 8,100株<br>交付者数： 8人         |

(注) 2020年2月29日現在において交付時より新株予約権の数が10個減少しておりますが、減少の理由は以下のとおりであります。

・退職による減少分 10個

③ その他新株予約権に関する重要な事項

|                        |                                                                                                                                                   |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                        | 第23回新株予約権                                                                                                                                         |
| 発行決議日                  | 2019年2月26日                                                                                                                                        |
| 新株予約権の数                | 10,000個                                                                                                                                           |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式 1,000,000株<br>(新株予約権1個につき 100株)                                                                                                              |
| 新株予約権の払込金額             | 新株予約権1個当たり<br>240円<br>(1株当たり 2円40銭)                                                                                                               |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 当初行使価額: 1株当たり987円<br>行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額に修正される。ただし、修正後の価額が下限行使価額である1株当たり593円を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。 |
| 権利行使期間                 | 2019年3月18日から<br>2021年3月17日まで                                                                                                                      |
| 行使の条件                  | 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。                                                                                                                           |
| 割当先                    | 第三者割当の方法により、大和証券株式会社に全ての本新株予約権を割り当てる。                                                                                                             |

(注) 2019年4月5日をもって第23回新株予約権は全ての行使が完了しております。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役の状況（2020年2月29日現在）

| 会社における地位               | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                           |
|------------------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長                | 池 田 昌 史 | NEOS INNOVATIONS INTERNATIONAL, INC.<br>CEO/President<br>NEOS VIETNAM INTERNATIONAL CO., LTD 会長<br>合同会社インミック職務執行者 |
| 取 締 役                  | 中 野 隆 司 | 常務執行役員札幌開発センター、事業推進部統轄<br>スタジオプラスコ㈱代表取締役社長<br>㈱ジェネシスホールディングス取締役副社長                                                |
| 取 締 役                  | 内 井 大 輔 | 常務執行役員ソリューション事業本部、バリュークリエーション部、サービス開発部統轄                                                                          |
| 取 締 役<br>（ 監 査 等 委 員 ） | 矢 野 孝 明 | ㈱TOKAI非常勤取締役                                                                                                      |
| 取 締 役<br>（ 監 査 等 委 員 ） | 山 崎 耕 司 | イネープラー㈱特任上級顧問                                                                                                     |
| 取 締 役<br>（監査等委員・常勤）    | 黒 尾 哲 雄 |                                                                                                                   |

- （注） 1. 取締役（監査等委員）矢野孝明氏及び山崎耕司氏は、社外取締役であります。
2. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。
3. 当社は取締役（監査等委員）矢野孝明氏及び山崎耕司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 社外取締役（監査等委員・常勤でありました）加藤慶男氏は、2019年12月6日に逝去により、退任いたしました。
5. 取締役（監査等委員）黒尾哲雄氏は、前任の取締役（監査等委員）加藤慶男氏の逝去による退任により、2019年12月6日に就任いたしました。

② 取締役を支払った報酬等の総額

| 区 分                        | 員 数        | 報 酬 等 の 総 額            |
|----------------------------|------------|------------------------|
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 3名<br>(0名) | 40,050千円<br>(－)        |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 4名<br>(3名) | 13,487千円<br>(10,300千円) |
| 合 計<br>（うち社外役員）            | 7名<br>(3名) | 53,537千円<br>(10,300千円) |

- (注) 1. 上記には、2019年12月6日に退任した取締役（監査等委員）1名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 2016年5月26日開催の第12回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額を月額100,000千円以内、取締役（監査等委員）の報酬限度額を月額10,000千円以内と決議いただいております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（監査等委員）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

また、2019年12月6日をもって社外取締役を逝去により退任しました加藤慶男氏との間で同様の契約を締結しておりました。

④ 社外役員に関する事項

i. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）矢野孝明氏は、株式会社TOKAIの非常勤取締役を兼職しております。なお、同社と当社との間には、特別な取引関係はありません。

取締役（監査等委員）山崎耕司氏は、イネーブラー株式会社の取締役会長を兼職しております。なお、同社と当社との間には、特別な取引関係はありません。

ii. 社外役員の主な活動状況

| 区 分              | 氏 名     | 主な活動状況                                                                                            |
|------------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 加 藤 慶 男 | 2019年12月6日逝去により退任するまでに、当事業年度開催の取締役会11回のうち10回、監査等委員会10回のうち9回に出席し、必要に応じ、主にコーポレートガバナンスの観点から発言を行いました。 |
|                  | 矢 野 孝 明 | 当事業年度開催の取締役会14回のうち14回、監査等委員会14回のうち14回に出席し、必要に応じ、主にコーポレートガバナンスの観点から発言を行っております。                     |
|                  | 山 崎 耕 司 | 当事業年度開催の取締役会14回のうち13回、監査等委員会14回のうち12回に出席し、必要に応じ、主にコーポレートガバナンスの観点から発言を行っております。                     |

(注) 取締役（監査等委員）加藤慶男氏は、2019年12月6日付で取締役（監査等委員）を退任したため、退任までの開催回数を基に記載しております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

#### ② 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額              | 31,210千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 31,210千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容  
該当事項はありません。

#### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

会計監査人と当社との間に、責任限定契約は締結されておられません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

① 業務の適正を確保するための体制

i 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役が法令及び定款に適合して職務を執行するために、コンプライアンスの推進をグループ会社を含めた役員から成る「リスク・コンプライアンス委員会」でのテーマとして設け、随時外部の専門家等を招聘して意見を取り入れ、法令遵守に関する高い意識を持って事業を遂行する。

法令及び定款などの社会的規範と同様に社内規程の充実を掲げ、事業内容や組織範囲に応じて常に最適な運用に向けた改善をしていくことで、取締役の職務の執行を幅広く捉え、経営全般を適切に実行する。

法令及び定款と同様に「CSR（企業の社会的責任）」を重視し、自然環境、地域社会との関わりも意識した上で、企業として取るべき意思決定を取締役会で決定することで、模範的企业としての経営を実践する。

社会の秩序を乱し安全を脅かす反社会的勢力との関係を一切遮断し、毅然とした態度をもって対応に臨み、健全な企業経営に努める。そのために、反社会的勢力への対応や方針を社内的に整備し、警察や法律専門家等の社外機関との連携を図る。

ii 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書（電磁的記録を含む）として「文書管理規程」に基づき、文書管理責任者を中心として適切に管理・保存する。「取締役の職務の執行に係る情報」は、例えば以下のようなものとする。

- ・株主総会及び取締役会議事録、その他社内主要会議や委員会議事録、またこれらに使用する資料、議事の経過記録
- ・契約書や稟議書の他、社内で使用する主要な決裁・申請書類

内部監査部署は、文書（電磁的記録を含む）の保管状況を、常に内部監査の監査項目として監査し、前述の「取締役の職務の執行に係る情報」の取扱状況については特に入念な監査を実行する。

iii 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

システム依存度の高い当社の事業においては、特に損失の危険管理のために「リスク管理規程」を効果的に運用し、リスクの軽減に努める。また、他に想定されうる災害（地震、火災、事故）等による損失の危険に対応するための体制を整備する。

事業経営に関連して生じうる損失の危険、例えば主要な取引契約や法的措置に関連して生ずる損失については、「リスク・コンプライアンス委員会」において議題として設け、必要に応じて損失の危険につながる要素を回避する方策を決定する場とする。

反社会的勢力との関与等により、会社財産に係る金銭的損失の他、社会的立場や企業イメージに係る損失を被る可能性について、「反社会的勢力排除規程」及び「対応要領」の適切な運用をもって回避する。

iv 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行にとって重要な要素である「迅速な意思決定」を第一に掲げ、毎月1回実行する定時の取締役会のほか、臨時の取締役会を柔軟に開催し、役員間の緊密な連携を図り、社内規程等の随時の見直しによって業務の分掌及び適切な権限の委譲を行うことで、経営の効率性を高める。

また、定時の「経営会議」、適時に行われる「リスク・コンプライアンス委員会」等の各種会議体が社内規程をもって適切に定められ、これによりすべてのメンバーの考えや意見を収集できる体制とし、従前の社風や文化、既存する慣行や価値観にとらわれない新たな発想を採用する機会を設けることで、組織の硬直を防ぎ、効率的経営を実行する。

v 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
内部監査を有効に機能させ、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認し、法令違反や定款違反につながる要素を根絶する。

法令遵守の意識をすべての使用人に浸透させるべく、内部監査部署主導でコンプライアンスの教育や理解の深耕に努め、また、使用人が反社会的勢力との関与を行わないよう企業倫理の意識を高める。

使用人の不正等、法令及び定款に違反する行為やこれに準ずる行為を発見した場合、直ちに内部監査部署に通報することを使用人に徹底する。

vi 当社並びに当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「グループ会社管理規程」に基づき、当社内にグループ会社の管理部署を定め、グループ会社の経営内容の把握、内部統制体制の整備等を行うとともに、グループ会社に対し定常的に内部監査を行うことで、グループ会社における業務の適正を確保する。

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の親会社への報告に関する体制  
子会社における重要事項においては、「グループ会社管理規程」に基づき、予め当社の承認を得る。また、「グループ会社管理規程」に基づき、重要事項その他の職務執行状況は、適宜、取締役会、重要会議体等へ報告する。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社の事業を取り巻く様々なリスクの顕在化の未然防止又は最小化のために、適切な会議等を必要に応じ開催し、リスクの把握及び適切な

対策を講じる。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置づけ等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督する。

ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス規程その他の社内規程に基づき、子会社における業務活動が法令遵守の意識のもと行われる体制とする。

vii 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、監査等委員会の求めに応じて監査補助者をその都度設置することができるものとする。監査補助者は監査等委員会の協議により指名する者とし、原則として被指名者はこれを拒むことはできず、また取締役（監査等委員である取締役を除く）や他の使用人も指名を妨げることはできない。ただし、主要な業務に差し支えがあるなど、特段の事情がある旨の申し出がある場合、監査等委員会の協議により監査補助者を変更することができる。

viii 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

監査補助者については、監査等委員会の協議で指名を行うことができ、取締役（監査等委員である取締役を除く）もこれを妨げることはできないこととして、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。また、必要に応じて随時指名することができ、人数にも制限を設けない。

監査等委員会は、指名した監査補助者が、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保できないと判断した場合、監査等委員会の協議によって直ちに監査補助者を変更できる。また、監査補助者が実行した監査補助業務の個々の結果については匿名とし、監査結果については全面的に監査等委員会が責任を負うことで、監査補助者の責任負担を軽減し、その他従業員たる立場での職務執行に差し支えが生じないよう配慮する。原則として取締役（監査等委員である取締役を除く）の求めがあっても補助した者の氏名は開示しない。

ix 監査等委員会の第vii号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査補助者が、その業務に関して監査等委員会から指示を受けたときは、専らその指揮命令に従う体制を整備する。

x 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

監査等委員会は取締役会に限らず、会社経営上行われる重要な会議に適宜出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会へ報告できる機会を設けるものとする。

ロ. 子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制

子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項について速やかに当社の関係会社管理部門に報告する。当社の関係会社管理部門は、子会社の取締役又は使用人から法令及び規程に定められた事項について速やかに監査等委員会にその内容を報告する。

x i 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度に基づき、当社グループは、監査等委員会への報告を行った当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を当社及び当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人に周知徹底する。

x ii 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものではないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

x iii その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）から独立した立場で意見形成を行うために、外部の法律事務所及びコンサルティング会社からの専門機関のアドバイザー等を活用し、効果的な監査を実行する。

監査等委員は常に複数名とし、相互の意見交換の機会として監査等委員会を原則として月1回設ける。また、内部監査部署、会計監査人と三者間のミーティングを原則として3ヶ月に1回実施して、効率的監査の実効性を確保する。

② 当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

i コンプライアンス体制について

当社は、コンプライアンス規程を制定し、入社時研修や全従業員を対象とした研修などのコンプライアンス教育を実施するとともに、内部監査室を設けるなど、コンプライアンス体制の整備を継続的に行っております。

また、万一コンプライアンス違反が発生した場合においても、早期に発見し、適切に対処することを目的として、社内通報制度を設置し、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

ii 取締役の職務執行について

当社は、定時取締役会を毎月1回開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法的決議事項及び経営方針等、経営に関する重要事項や業務執行の意思決定を行うほか、取締役の業務執行状況並びに執行役員の選任及び業務執行状況について監督を行っております。

iii リスク管理体制について

当社は、リスク管理体制を構築し、企業コンプライアンスを実現するために、会社組織や業務に係る各種規程を整備し、その適正な運用を行ってまいりました。特に内部牽制が組織全体にわたって機能するよう、社内規程、リスク管理規程に沿った運用の徹底に力を注いでおります。

また経営を取り巻く各種リスクについては、適時に見直しを行い、対応策を検討実施し、取組状況をチェックしております。

iv 監査等委員会について

監査等委員会は、毎月1回の定時監査等委員会に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。

監査等委員会では、法令、定款及び当社監査等委員会規程に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。また、監査等委員は定時取締役会並びに臨時取締役会等の重要な会議に常時出席しており、取締役(監査等委員である取締役を除く)の業務執行について適宜意見を述べ、業務執行の全般にわたって監査を実施しております。

監査等委員監査は、常勤監査等委員を中心に年度監査計画に基づき実施しており、監査等を通じて発見された事項等については、監査等委員会において協議されており、取締役会に対して監査指摘事項を提出することとしております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、定款で取締役会の決議により剰余金の配当等を行うことができる旨を定めておりますが、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けた上で、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。

また、2019年4月19日をもちまして、当社は創立15周年を迎えることができました。これもひとえに株主の皆様をはじめ、関係各位の長年にわたるご支援、ご厚情の賜物と心から厚く御礼申し上げます。つきましては、株主の皆様における日頃のご支援に感謝の意を表するとともに、当社の創業15周年を記念いたしまして、1株あたり1円の記念配当を実施することといたしました。

上記基本方針に基づき、当期におきましては、1株につき3円（普通配当：2円、記念配当：1円）の期末配当を予定しております。

今後も、中長期的な視点にたって、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

## 連結貸借対照表

(2020年2月29日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目               | 金 額       |
|-------------------|-----------|-------------------|-----------|
| ( 資 産 の 部 )       |           | ( 負 債 の 部 )       |           |
| 流 動 資 産           | 7,196,283 | 流 動 負 債           | 3,270,207 |
| 現金及び預金            | 4,459,020 | 買 掛 金             | 807,144   |
| 受取手形及び売掛金         | 1,228,912 | 短 期 借 入 金         | 151,833   |
| 商 品               | 13,063    | 一年以内返済予定          | 305,992   |
| 仕 掛 品             | 279,248   | 長 期 借 入 金         |           |
| 原 材 料             | 178,815   | 未 払 法 人 税 等       | 211,472   |
| 前 渡 金             | 797,815   | 前 受 金             | 1,181,125 |
| 短 期 貸 付 金         | 615       | 賞 与 引 当 金         | 201,718   |
| そ の 他             | 244,266   | 製 品 保 証 引 当 金     | 800       |
| 貸 倒 引 当 金         | △5,475    | そ の 他             | 410,121   |
| 固 定 資 産           | 1,302,977 | 固 定 負 債           | 280,444   |
| 有 形 固 定 資 産       | 204,976   | 長 期 借 入 金         | 185,262   |
| 建 物               | 141,631   | 繰 延 税 金 負 債       | 57,832    |
| 車 両 運 搬 具         | 4,311     | 資 産 除 去 債 務       | 32,954    |
| 器 具 備 品           | 56,489    | そ の 他             | 4,395     |
| 建 設 仮 勘 定         | 2,544     | 負 債 合 計           | 3,550,651 |
| 無 形 固 定 資 産       | 404,786   | ( 純 資 産 の 部 )     |           |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 120,510   | 株 主 資 本           | 4,822,827 |
| ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定 | 170,976   | 資 本 金             | 2,376,544 |
| の れ ん             | 106,988   | 資 本 剰 余 金         | 1,440,163 |
| そ の 他             | 6,311     | 利 益 剰 余 金         | 1,006,140 |
| 投資その他の資産          | 693,213   | 自 己 株 式           | △21       |
| 投 資 有 価 証 券       | 411,067   | その他の包括利益累計額       | 63,200    |
| 関 係 会 社 出 資 金     | 27,902    | その他有価証券評価差額金      | 64,548    |
| 繰 延 税 金 資 産       | 28,001    | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益     | 495       |
| 差 入 保 証 金         | 229,914   | 為 替 換 算 調 整 勘 定   | △1,844    |
| そ の 他             | 33,460    | 新 株 予 約 権         | 17,329    |
| 貸 倒 引 当 金         | △37,131   | 非 支 配 株 主 持 分     | 45,252    |
| 資 産 合 計           | 8,499,260 | 純 資 産 合 計         | 4,948,609 |
|                   |           | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 8,499,260 |

## 連結損益計算書

( 2019年3月1日から  
2020年2月29日まで )

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     | 金 額        |
|-----------------|---------|------------|
| 売上高             |         | 10,815,726 |
| 売上原価            |         | 8,013,567  |
| 売上総利益           |         | 2,802,158  |
| 販売費及び一般管理費      |         | 1,926,639  |
| 営業利益            |         | 875,519    |
| 営業外収益           |         |            |
| 受取利息            | 1,747   |            |
| その他の            | 8,195   | 9,942      |
| 営業外費用           |         |            |
| 支払利息            | 17,062  |            |
| 為替差損            | 9,265   |            |
| その他の            | 7,019   | 33,347     |
| 経常利益            |         | 852,114    |
| 特別利益            |         |            |
| 新株予約権戻入益        | 308     | 308        |
| 特別損失            |         |            |
| 減損損失            | 10,359  |            |
| 投資有価証券評価損       | 2,129   |            |
| 事務所移転費用         | 10,091  |            |
| 固定資産除却損         | 1,474   | 24,055     |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 828,368    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 238,590 |            |
| 法人税等調整額         | △6,149  | 232,441    |
| 当期純利益           |         | 595,927    |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |         | 29,049     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 566,877    |

## 連結株主資本等変動計算書

（ 2019年3月1日から  
2020年2月29日まで ）

（単位：千円）

|                                      | 株 主 資 本   |           |           |         |             |
|--------------------------------------|-----------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                                      | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 2019年3月1日 残高                         | 1,908,652 | 969,784   | 423,646   | —       | 3,302,083   |
| 連結会計年度中の変動額                          |           |           |           |         |             |
| 新 株 の 発 行                            | 467,892   | 467,892   | —         | —       | 935,784     |
| 剰 余 金 の 配 当                          | —         | —         | △20,967   | —       | △20,967     |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益              | —         | —         | 566,877   | —       | 566,877     |
| 自 己 株 式 の 取 得                        | —         | —         | —         | △21     | △21         |
| 連 結 範 囲 の 変 動                        | —         | —         | 36,583    | —       | 36,583      |
| 非支配株主との取引に<br>係る親会社の持分変動             | —         | 2,486     | —         | —       | 2,486       |
| 株主資本以外の項目の連<br>結会計年度中の変動額<br>（ 純 額 ） | —         | —         | —         | —       | —           |
| 連 結 会 計 年 度 中 の<br>変 動 額 合 計         | 467,892   | 470,378   | 582,493   | △21     | 1,520,743   |
| 2020年2月29日 残高                        | 2,376,544 | 1,440,163 | 1,006,140 | △21     | 4,822,827   |

|                                      | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額     |                |                |                             | 新 予 約 株 権 | 非 支 配 主 分<br>株 持 | 純 資 産 計<br>合 |
|--------------------------------------|---------------------------|----------------|----------------|-----------------------------|-----------|------------------|--------------|
|                                      | そ の 他<br>の 証 価 金<br>有 価 差 | 繰 延<br>ヘ ッ ジ 益 | 為 替 調<br>換 勘 定 | そ の 他<br>の 包 括 利 益<br>累 計 額 |           |                  |              |
| 2019年3月1日 残高                         | 48,013                    | △2,491         | 768            | 46,290                      | 8,096     | 8,192            | 3,364,662    |
| 連結会計年度中の変動額                          |                           |                |                |                             |           |                  |              |
| 新 株 の 発 行                            | —                         | —              | —              | —                           | —         | —                | 935,784      |
| 剰 余 金 の 配 当                          | —                         | —              | —              | —                           | —         | —                | △20,967      |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益              | —                         | —              | —              | —                           | —         | —                | 566,877      |
| 自 己 株 式 の 取 得                        | —                         | —              | —              | —                           | —         | —                | △21          |
| 連 結 範 囲 の 変 動                        | —                         | —              | —              | —                           | —         | —                | 36,583       |
| 非支配株主との取引に<br>係る親会社の持分変動             | —                         | —              | —              | —                           | —         | —                | 2,486        |
| 株主資本以外の項目の連<br>結会計年度中の変動額<br>（ 純 額 ） | 16,535                    | 2,987          | △2,612         | 16,910                      | 9,232     | 37,060           | 63,203       |
| 連 結 会 計 年 度 中 の<br>変 動 額 合 計         | 16,535                    | 2,987          | △2,612         | 16,910                      | 9,232     | 37,060           | 1,583,946    |
| 2020年2月29日 残高                        | 64,548                    | 495            | △1,844         | 63,200                      | 17,329    | 45,252           | 4,948,609    |

## 貸 借 対 照 表

(2020年2月29日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額       | 科 目               | 金 額       |
|-------------|-----------|-------------------|-----------|
| ( 資 産 の 部 ) |           | ( 負 債 の 部 )       |           |
| 流 動 資 産     | 3,588,282 | 流 動 負 債           | 792,273   |
| 現金及び預金      | 2,348,452 | 買 掛 金             | 182,007   |
| 売 掛 金       | 942,279   | 一年以内返済予定          | 150,000   |
| 仕 掛 品       | 31,772    | 長 期 借 入 金         | 60,075    |
| 関係会社短期貸付金   | 100,000   | 未 払 金             | 20,806    |
| 前 渡 金       | 85,186    | 未 払 法 人 税 等       | 133,985   |
| 前 払 費 用     | 68,359    | 前 受 金             | 21,650    |
| そ の 他       | 17,707    | 預 り 金             | 7,282     |
| 貸 倒 引 当 金   | △5,475    | 賞 与 引 当 金         | 199,045   |
| 固 定 資 産     | 1,412,293 | そ の 他             | 17,419    |
| 有 形 固 定 資 産 | 103,160   | 固 定 負 債           | 162,186   |
| 建 物         | 79,421    | 長 期 借 入 金         | 93,750    |
| 器 具 備 品     | 22,194    | 繰 延 税 金 負 債       | 30,043    |
| 建 設 仮 勘 定   | 1,544     | 長 期 預 り 金         | 2,541     |
| 無 形 固 定 資 産 | 297,813   | 資 産 除 去 債 務       | 32,954    |
| 商 標 権       | 3,500     | そ の 他             | 2,895     |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 120,525   | 負 債 合 計           | 954,459   |
| ソフトウェア仮勘定   | 170,976   | ( 純 資 産 の 部 )     |           |
| そ の 他       | 2,810     | 株 主 資 本           | 3,964,238 |
| 投資その他の資産    | 1,011,320 | 資 本 金             | 2,376,544 |
| 投資有価証券      | 409,537   | 資 本 剰 余 金         | 1,430,093 |
| 関係会社株式      | 274,356   | 資 本 準 備 金         | 875,703   |
| 関係会社出資金     | 29,946    | その他資本剰余金          | 554,389   |
| 関係会社長期貸付金   | 99,000    | 利 益 剰 余 金         | 157,621   |
| 差 入 保 証 金   | 202,985   | その他利益剰余金          | 157,621   |
| そ の 他       | 32,625    | 繰 越 利 益 剰 余 金     | 157,621   |
| 貸 倒 引 当 金   | △37,131   | 自 己 株 式           | △21       |
|             |           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等   | 64,548    |
|             |           | その他有価証券評価差額金      | 64,548    |
|             |           | 新 株 予 約 権         | 17,329    |
|             |           | 純 資 産 合 計         | 4,046,116 |
| 資 産 合 計     | 5,000,575 | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 5,000,575 |

## 損 益 計 算 書

( 2019年3月1日から )  
( 2020年2月29日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額    | 金 額       |
|-------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                   |        | 4,719,930 |
| 売 上 原 価                 |        | 3,309,936 |
| 売 上 総 利 益               |        | 1,409,994 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 1,370,068 |
| 営 業 利 益                 |        | 39,926    |
| 営 業 外 収 益               |        |           |
| 受 取 利 息                 | 2,875  |           |
| そ の 他                   | 956    | 3,831     |
| 営 業 外 費 用               |        |           |
| 支 払 利 息                 | 2,505  |           |
| 為 替 差 損                 | 627    |           |
| 支 払 手 数 料               | 1,875  |           |
| そ の 他                   | 0      | 5,008     |
| 経 常 利 益                 |        | 38,748    |
| 特 別 利 益                 |        |           |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益         | 308    |           |
| 関 係 会 社 株 式 売 却 益       | 5,544  | 5,852     |
| 特 別 損 失                 |        |           |
| 減 損 損 失                 | 10,359 |           |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損       | 2,129  |           |
| 事 務 所 移 転 費 用           | 10,091 |           |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 1,474  | 24,055    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |        | 20,546    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 3,240  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △436   | 2,803     |
| 当 期 純 利 益               |        | 17,742    |

## 株主資本等変動計算書

( 2019年3月1日から  
2020年2月29日まで )

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |                 |             |                   |             |               |               |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------------|-------------|-------------------|-------------|---------------|---------------|
|                         | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |                 |             | 利 益 剰 余 金         |             |               | 自 己 株 主 資 本 計 |
|                         |           | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 計 | そ の 他 利 益 剰 余 金 計 | 利 益 剰 余 金 計 | 自 己 株 主 資 本 計 |               |
| 2019年3月1日 残高            | 1,908,652 | 407,811   | 554,389         | 962,201     | 160,846           | 160,846     | —             | 3,031,699     |
| 事業年度中の変動額               |           |           |                 |             |                   |             |               |               |
| 新 株 の 発 行               | 467,892   | 467,892   | —               | 467,892     | —                 | —           | —             | 935,784       |
| 剰 余 金 の 配 当             | —         | —         | —               | —           | △20,967           | △20,967     | —             | △20,967       |
| 当 期 純 利 益               | —         | —         | —               | —           | 17,742            | 17,742      | —             | 17,742        |
| 自 己 株 式 の 取 得           | —         | —         | —               | —           | —                 | —           | △21           | △21           |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | —         | —         | —               | —           | —                 | —           | —             | —             |
| 事業年度中の変動額合計             | 467,892   | 467,892   | —               | 467,892     | △3,224            | △3,224      | △21           | 932,538       |
| 2020年2月29日 残高           | 2,376,544 | 875,703   | 554,389         | 1,430,093   | 157,621           | 157,621     | △21           | 3,964,238     |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |               |                     | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|-----------------|---------------|---------------------|-----------|-----------|
|                         | その他有価証券評価差額金    | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 |           |           |
| 2019年3月1日 残高            | 48,013          | △2,830        | 45,182              | 8,096     | 3,084,978 |
| 事業年度中の変動額               |                 |               |                     |           |           |
| 新 株 の 発 行               | —               | —             | —                   | —         | 935,784   |
| 剰 余 金 の 配 当             | —               | —             | —                   | —         | △20,967   |
| 当 期 純 利 益               | —               | —             | —                   | —         | 17,742    |
| 自 己 株 式 の 取 得           | —               | —             | —                   | —         | △21       |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | 16,535          | 2,830         | 19,366              | 9,232     | 28,598    |
| 事業年度中の変動額合計             | 16,535          | 2,830         | 19,366              | 9,232     | 961,137   |
| 2020年2月29日 残高           | 64,548          | —             | 64,548              | 17,329    | 4,046,116 |

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

ネオス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 藤 田 建 二 (印)

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 安 藝 眞 博 (印)

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ネオス株式会社の2019年3月1日から2020年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ネオス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

ネオス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

藤 田 建 二 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

安 藝 眞 博 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ネオス株式会社の2019年3月1日から2020年2月29日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年3月1日から2020年2月29日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月11日

ネオス株式会社 監査等委員会

監査等委員 矢野孝明 ⑩  
(社外取締役)

監査等委員 山崎耕司 ⑩  
(社外取締役)

常勤監査等委員 黒尾哲雄 ⑩

以上

## 株主総会参考書類

**第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。本議案において同じ。）3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため取締役1名を増員し、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する<br>当社の株数 |
|-------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1     | (いけだ まさし)<br>池田昌史<br>(1960年2月21日) | 1982年4月 新日本電気㈱(2002年2月に清算)入社<br>1995年10月 NECインターチャネル㈱(現㈱インターチャネル)出向<br>2004年4月 当社代表取締役社長(現任)<br>2014年6月 NEOS INNOVATIONS INTERNATIONAL, INC. CEO/President(現任)<br>2017年3月 NEOS VIETNAM INTERNATIONAL CO., LTD 会長(現任)<br>2018年6月 合同会社インミック職務執行者(現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>NEOS INNOVATIONS INTERNATIONAL, INC. CEO/President<br>NEOS VIETNAM INTERNATIONAL CO., LTD 会長<br>合同会社インミック職務執行者 | 1,877,800株    |
| 2     | (なかの たかし)<br>中野隆司<br>(1962年4月21日) | 1987年4月 ㈱東海銀行(現㈱三菱UFJ銀行)入行<br>2005年8月 当社入社 経営管理部ゼネラルマネージャ<br>2009年5月 当社取締役<br>2009年6月 当社執行役員企画部長<br>2012年9月 スタジオプラスコ㈱代表取締役社長(現任)<br>2015年2月 ㈱ジェネシスホールディングス社外取締役<br>2016年6月 ㈱ジェネシスホールディングス取締役会長<br>2019年6月 当社取締役常務執行役員札幌開発センター、事業推進部統轄(現任)㈱ジェネシスホールディングス取締役副社長(現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>スタジオプラスコ㈱代表取締役社長<br>㈱ジェネシスホールディングス取締役副社長                                                        | 7,200株        |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                             | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社の株数 |
|-------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 3     | (うちい だいすけ)<br>内 井 大 輔<br>(1970年12月25日)   | 1993年4月 日本電気㈱入社<br>2004年9月 当社入社 ビジネスソリューショングループ<br>ゼネラルマネージャ<br>2008年5月 当社取締役<br>2016年6月 当社取締役執行役員サービスソリューション<br>事業、ヘルスケア事業統轄<br>2018年3月 当社取締役執行役員サービスソリューション<br>事業部、UXデザイン部、オフショア推進部<br>統轄<br>2019年6月 当社取締役常務執行役員ソリューション事業<br>本部、バリュークリエイション部、サービス<br>開発部統轄(現任)                                                                                                                                                                              | 67,500株       |
| 4     | (ふじおか じゅんいち)<br>藤 岡 淳 一<br>(1976年10月14日) | 1997年4月 (株)メイテック入社<br>1999年8月 共信電気(株)(現㈱UKCホールディングス)<br>入社<br>2002年2月 エヌエイチジェイ(株)入社<br>2005年11月 KFE JAPAN(株)入社<br>2007年4月 KFE JAPAN(株)デジタルアライアンス事業<br>部長<br>2007年10月 エグゼモード(株)代表取締役社長<br>2008年6月 KFE JAPAN(株)取締役<br>2011年7月 創世数碼科技有限公司 董事總經理<br>2012年2月 (株)geanee (現(株)ジェネシスホールディン<br>グス) 代表取締役社長 (現任)<br>2014年6月 創世訊聯科技(深圳)有限公司 董事總經理<br>(現任)<br>2019年9月 米拉設計科技(深圳)有限公司 董事長<br>[重要な兼職の状況]<br>(株)ジェネシスホールディングス代表取締役社長<br>創世訊聯科技(深圳)有限公司 董事總經理 | 一株            |

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 藤岡淳一氏は、新任の取締役候補者であります。

**第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件**

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する<br>当社の株式<br>数 |
|-------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1     | (やの たかあき)<br>矢野 孝明<br>(1949年10月20日) | 1973年4月 東京海上火災保険㈱（現東京海上日動火災保険㈱）入社<br>2008年6月 同社常務取締役<br>2009年6月 同社専務取締役<br>2010年6月 東京海上日動メディカルサービス㈱取締役社長<br>2010年6月 インターナショナルアシスタンス㈱非常勤取締役<br>2010年6月 トーア再保険㈱非常勤取締役<br>2015年6月 ㈱TOKAI非常勤取締役（現任）<br>2016年5月 当社社外取締役〔監査等委員〕（現任）<br>〔重要な兼職の状況〕<br>㈱TOKAI非常勤取締役                                                                                                                                                                                         | 3,000株             |
| 2     | (やまさき こうじ)<br>山崎 耕司<br>(1952年4月1日)  | 1973年4月 日本電気㈱入社<br>2000年4月 同社モバイルターミナル事業部事業部長代理<br>2002年4月 同社モバイルターミナル事業部上席中国事業主幹<br>2004年4月 NEC Telecommunications China Co., Ltd. 常務副総裁<br>2008年4月 日本電気㈱執行役員モバイルターミナル事業本部長<br>2009年12月 NECカシオモバイルコミュニケーションズ㈱代表取締役社長<br>2011年6月 NECモバイルリング㈱代表取締役社長<br>2013年8月 MXモバイルリング㈱代表取締役社長<br>2016年4月 MXモバイルリング㈱顧問<br>2017年7月 イネーブラー㈱ 取締役<br>2018年5月 当社社外取締役〔監査等委員〕（現任）<br>2019年3月 イネーブラー㈱ 特任上級顧問<br>2020年4月 イネーブラー㈱ 取締役会長（現任）<br>〔重要な兼職の状況〕<br>イネーブラー㈱ 取締役会長 | 一株                 |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社の株<br>式株数 |
|-------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 3     | (くろお てつお)<br>黒尾 哲雄<br>(1959年10月6日) | 1978年4月 日本電気㈱入社<br>1995年11月 NECインターチャネル㈱(現㈱インターチャネル) 出向<br>2004年10月 東北日本電気㈱(現NECネットワークプロダクツ㈱) 出向<br>2006年12月 当社入社 経営管理部ゼネラルマネージャ<br>2007年5月 当社取締役<br>2009年3月 当社執行役員管理部長<br>2012年6月 当社執行役員経理部長<br>2014年5月 当社執行役員経理財務担当<br>2019年12月 当社取締役 [監査等委員 (常勤)] (現任) | 23,500株             |

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 矢野孝明氏及び山崎耕司氏の両氏は、社外取締役候補者であります。

3. 監査等委員である取締役の選任に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 矢野孝明氏は、金融業における豊富な業務経験からその見識を活かし、当社の経営に対する監督機能の強化や経営全般に係る有益な助言をいただくことで、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に貢献していただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、山崎耕司氏は、モバイル業界における豊富な知見を有していることに加え、上場企業の経営者としての経験も有していることから、当社の経営に対する監督機能の強化や経営全般に係る有益な助言をいただくことで、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に貢献していただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。黒尾哲雄氏は、当社の取締役、管理部長、経理部長等の経験から当社の経理・財務に対する監督機能の強化や経営全般に係る有益な助言をいただくことで、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に貢献していただけると判断し、非業務執行取締役として選任をお願いするものであります。

(2) 非業務執行取締役との責任限定契約について

当社と矢野孝明氏、山崎耕司氏及び黒尾哲雄氏とは、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。三氏の再任が承認可決された場合には、三氏との間で、同様の内容の契約を継続する予定であります。

4. 当社は矢野孝明氏及び山崎耕司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、両氏の再任が承認可決された場合には、引き続き両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

5. 矢野孝明氏及び山崎耕司氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。また、黒尾哲雄氏は、現在、当社の監査等委員である取締役であります。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって6か月となり、前任の加藤慶男氏の在任期間と併せて本総会終結の時をもって2年となります。

**第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件**

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠く場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                       | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 ) | 所 有 す る<br>当 社 の 株<br>式 株 数 |
|-------------------------------------|-----------------------------------------------------|-----------------------------|
| (なかね ひでき)<br>中 根 秀 樹<br>(1964年9月9日) | 1995年4月 弁護士登録<br>1997年4月 中根法律事務所開設(現在)              | 一株                          |

- (注) 1. 中根秀樹氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中根秀樹氏は、社外取締役候補者であります。
3. 中根秀樹氏が監査等委員である取締役に就任する場合には、当社は、同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する内容の契約を締結する予定であります。

#### 第4号議案 吸収分割契約承認の件

本議案は、当社が持株会社体制に移行するため、2020年9月1日（予定）をもって、吸収分割の方法により、当社の営む事業のうち、グループの経営管理に関する事業及びFinTech事業（但し、キャッシュレス決済サービス関連事業に限ります。）を除く一切の事業に関して有する権利義務を、当社の100%子会社である株式会社ネオス分割準備会社（以下「承継会社」といいます。）に承継すること（以下「本件分割」といいます。）につき、2020年4月21日付で当社及び承継会社間で締結した吸収分割契約のご承認をお願いするものであります。

##### 1. 吸収分割を行う理由

当社グループが属する情報通信市場は、急速な勢いでIoT（Internet of Things）化が進展しており、AI（Artificial Intelligence）、RPA（Robotic Process Automation）等の技術進化に加え、5G（第5世代移動通信システム）の導入等が相俟って、世界規模で更に劇的に変化をしていくことが予想されます。

当社グループにおいては、IoTデバイスなどの「ハードウェアの設計、製造」から、サービスを行うためのプラットフォームやアプリなどの「ソフトウェア開発、運用」、更に、教育、健康、ビジネスコミュニケーション、FinTechサービスなど、デジタル化をベースとした「コンテンツ及びサービス企画・開発・運営」の事業を営んでおり、夫々の事業をスピーディーに成長させるとともに、変化する事業環境を踏まえながら、これらを有機的に結合することによって、デジタルトランスフォーメーション(DX)の進展に対応したDX(ディーエックス)ソリューション事業と、X-Tech(エックステック)サービス事業を拡大して行くことが重要と捉えています。

また、これらの基盤事業のスピーディーな意思決定に基づく成長加速と共に、激変する事業環境においては、外部の様々な会社との業務提携や外部リソースの取込み、新規事業の開拓等、M&Aを含めた資本、業務提携施策が益々重要となることが予想され、それに備えた体制を整えて行くことも必要となります。

これらを総合的に踏まえた結果、当社は、今後更なる成長加速と事業拡大に向けて、以下の事項を企図して、持ち株会社体制へ移行することが最適であると判断いたしました。

##### ① 基盤事業の意思決定の迅速化

当社基盤事業の推進機能は事業会社が担うこととし、権限移譲を行って事業推進における意思決定を迅速に行える体制を整えることで、激変する環境に適応した競争力強化と事業拡大を図ります。

##### ② グループ経営機能の強化

持株会社は、上場株式関連業務とグループ経営の実行に注力します。内部監査やIR、グループ事業運営のための資金管理から、事業会社各社の連携、シナジーの創出、更には、基盤事業の成長に必要な資本政策やM&Aの実

施、グループとしての成長に必要な新規事業開発を推進することで、グループ全体の持続的な成長を図ります。

③ 企業価値の最大化と将来に向けた経営体制の強化

新体制により、最適な経営資源の配分、将来に向けた経営者人材の確保・育成、グループガバナンスの向上等を通じて、企業価値の最大化と将来に向けた経営体制の強化を図ります。

2. 吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約書（写）

ネオス株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社ネオス分割準備会社（以下「乙」という。）は、第1条に定める甲の事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本件分割」という。）を行い、甲の事業のうちグループの経営管理に関する事業及びFinTech事業（但し、キャッシュレス決済サービス関連事業に限る。以下同じ。）を除く一切の事業（以下「本件事業」という。）に関して甲が有する第3条第1項に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを甲から承継する。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

|                         |
|-------------------------|
| (1) 甲（吸収分割会社）           |
| 商号：ネオス株式会社              |
| 住所：東京都千代田区神田須田町一丁目23番地1 |
| (2) 乙（吸収分割承継会社）         |
| 商号：株式会社ネオス分割準備会社        |
| 住所：東京都千代田区神田須田町一丁目23番地1 |

第3条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

- 乙が本件分割により甲から承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務（以下「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
- 前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち（i）法令、条例等により本件分割による承継ができないものは承継対象から除外され、また、（ii）本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲乙協議して合意の上、これを承継対象から除外することができる。
- 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重疊的債務引受の方法によるものとする。但し、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第4条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、乙の普通株式400株を発行し、そのすべてを本承継対象権利義務に代わり甲に対して割当交付する。

第5条（乙の資本金及び準備金の額に関する事項）

本件分割に際して増加すべき乙の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。但し、本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）における本件事業における資産及び負債の状態により、甲乙協議して合意の上、これを変更することができる。

|     |          |                         |
|-----|----------|-------------------------|
| (1) | 資本金      | 85,000,000円             |
| (2) | 資本準備金    | 10,000,000円             |
| (3) | その他資本剰余金 | 株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額 |
| (4) | 利益準備金    | 0円                      |
| (5) | その他利益剰余金 | 0円                      |

第6条（効力発生日）

本件分割の効力発生日は、2020年9月1日とする。但し、本件分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議して合意の上、これを変更することができる。

第7条（株主総会の承認）

甲及び乙は、本件分割の効力発生日の前日まで、それぞれ株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項（第8条に定める商号の変更に係る定款変更を含む。）に関する決議を求めるものとする。

第8条（商号変更）

本件分割の効力発生日をもって、甲は、JNSホールディングス株式会社に、乙は、ネオス株式会社に、それぞれ商号変更するものとする。

第9条（競業禁止義務）

甲は、本件分割の効力発生日後においても、本件事業について、一切競業禁止義務を負わない。

第10条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、本契約において別途定めるものを除き、その財産状態、経営成績、事業若しくは権利義務に重大な影響を及ぼす可能性のある行為を行おうとする場合には、予め甲乙協議して合意の上、これを行う。

第11条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- （１） 第7条に定める甲及び乙の株主総会による承認が得られなかった場合
- （２） 次条に従い本契約が解除された場合

第12条（本件分割の条件の変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、(i) 甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、(ii) 本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は判明した場合等本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議して合意の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第13条（準拠法及び合意管轄裁判所）

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関して必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議して合意の上、これを定める。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

2020年4月21日

甲 東京都千代田区神田須田町一丁目23番地 1  
ネオス株式会社  
代表取締役社長 池田 昌史

乙 東京都千代田区神田須田町一丁目23番地 1  
株式会社ネオス分割準備会社  
代表取締役社長 池田 昌史

## 別紙 承継権利義務明細表

乙が本件分割により甲から承継する本承継対象権利義務は、本件分割の効力発生日における以下に記載する資産、債務、雇用契約その他の権利義務とする。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2020年2月29日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

### 1. 承継する資産

#### (1) 流動資産

本件事業に属する一切の流動資産（現預金を含む。）。

但し、甲のグループ経営管理事業及びFinTech事業に関する流動資産を除く。

#### (2) 固定資産

本件事業に属する一切の固定資産。

但し、次の各号に掲げるものその他甲のグループ経営管理事業及びFinTech事業に関する固定資産を除く。

① 甲の本社建物に関連する一切の建物付属設備、器具備品、電話加入権、差入保証金その他の固定資産

② 投資有価証券

### 2. 承継する負債

#### (1) 流動負債

本件事業のみに属する一切の流動負債。

但し、甲のグループ経営管理事業及びFinTech事業に関する流動負債を除く。

#### (2) 固定負債

本件事業のみに属する一切の固定負債。

但し、甲のグループ経営管理事業及びFinTech事業に関する固定負債を除く。

### 3. 承継する雇用契約等

本件分割の効力発生日において甲に在籍している全ての従業員との雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

### 4. 承継するその他の権利義務等

#### (1) 知的財産

本件事業に属する甲の特許、実用新案、商標、意匠、著作に関する権利の一切。但し、甲のグループ経営管理事業及びFinTech事業に関するものを除く。

(2) 雇用契約以外の契約

本件事業に関して甲が締結している売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他の一切の契約に関する契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

但し、次の各号に掲げるもの並びに契約上移転できないもののうち本件分割の効力発生日までに当該契約の相手方から本件分割による移転にかかる承諾を得られなかったもの、許認可等の再取得が必要なもののうち本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの、甲が引き続き保有する必要があるもの及び甲のグループ経営管理事業及びFinTech事業に関するものを除く。

- ① 乙に承継されない資産及び負債に付帯又は関連する契約
- ② 甲の本社建物に係る賃貸借契約
- ③ 前各号に関連する一切の契約

(3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。

以上

3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

(1) 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

① 交付する株式数に関する事項

本件分割に際して、吸収分割承継会社である株式会社ネオス分割準備会社（以下「承継会社」といいます。）は新たに普通株式400株を発行し、そのすべてを吸収分割会社である当社に割当交付いたします。

本件分割に際して当社に交付される承継会社の株式数は、承継会社は当社の100%子会社であり、本件分割に際して承継会社が新たに発行する株式の全部を当社に交付するため、これを任意で定めることができると考えられ、両社で協議の上、割当交付する株式数を決定しており、相当であると判断いたしました。

② 資本金及び準備金の額に関する事項

本件分割により増加する承継会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりであり、本件分割後における承継会社の事業内容及び当社から承継する資産及び負債に照らして相当であると判断いたしました。

|     |          |                         |
|-----|----------|-------------------------|
| (1) | 資本金      | 85,000,000円             |
| (2) | 資本準備金    | 10,000,000円             |
| (3) | その他資本剰余金 | 株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額 |
| (4) | 利益準備金    | 0円                      |
| (5) | その他利益剰余金 | 0円                      |

(2) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

**事業報告**

( 2020年2月3日から  
2020年2月29日まで )

1. 会社の現況

(1) 当会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は、2020年2月3日にネオス株式会社の100%出資により設立され、2020年2月29日現在、事業を開始していないため、事業の経過及び成果については報告すべき事項はありません。

② 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

③ 設備投資の状況

記載すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

記載すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持ち分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

記載すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

当社の営業成績及び財産の状況

| 区 分               | 当事業年度<br>2020年2月期 |
|-------------------|-------------------|
| 売上高<br>(円)        | —                 |
| 経常損失<br>(円)       | 897,699           |
| 当期純損失<br>(円)      | 912,699           |
| 1株当たり当期純損失<br>(円) | 1,521             |
| 総資産<br>(円)        | 29,579,505        |
| 純資産<br>(円)        | 29,087,301        |

(注) 1. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数により算定しております。

2. 当社は2020年2月3日に設立されたため、直前3事業年度はありません。

(3) 重要な子会社の状況  
記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題  
新規事業創出に向けた取り組み、自社プロダクト&サービス事業モデルの拡大、グローバル化の推進、プロジェクトマネジメントの強化、有能な人材の確保及び育成が重要な課題と捉えております。

(5) 主要な事業内容（2020年2月29日現在）  
記載すべき事項はありません。

(6) 主要な事業所（2020年2月29日現在）

|     |                      |
|-----|----------------------|
| 本 社 | 東京都千代田区神田須田町一丁目23番地1 |
|-----|----------------------|

(7) 従業員の状況（2020年2月29日現在）

| 従 業 員 数 |
|---------|
| 1人      |

(8) 主要な借入先の状況（2020年2月29日現在）  
記載すべき事項はありません。

(9) その他の会社の現況に関する重要な事項  
記載すべき事項はありません。

## 2. 会社の状況

(1) 株式の状況（2020年2月29日現在）

- ① 発行可能株式総数 6,000株
- ② 発行済株式の総数 600株
- ③ 単元株式数 1株
- ④ 株主数 1名
- ⑤ 大株主

| 株 主 名                          | 持 株 数 （ 株 ） | 持 株 比 率 （ % ） |
|--------------------------------|-------------|---------------|
| ネ オ ス 株 式 会 社<br>代表取締役社長 池田 昌史 | 600         | 100           |

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2020年2月29日現在）  
記載すべき事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

記載すべき事項はありません。

③ その他新株予約権に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役の状況 (2020年2月29日現在)

| 会社における地位 | 氏名   | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                         |
|----------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 池田昌史 | ネオス株式会社 代表取締役社長<br>NEOS INNOVATIONS INTERNATIONAL, INC.<br>CEO/President<br>NEOS VIETNAM INTERNATIONAL CO., LTD 会長<br>合同会社インミック職務執行者 |

② 取締役に支払った報酬等の総額

記載すべき事項はありません。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

① 業務の適正を確保するための体制

記載すべき事項はありません。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

記載すべき事項はありません。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

記載すべき事項はありません。

## 貸 借 対 照 表

(2020年2月29日現在)

(単位：円)

| 科 目         | 金 額        | 科 目               | 金 額        |
|-------------|------------|-------------------|------------|
| ( 資 産 の 部 ) |            | ( 負 債 の 部 )       |            |
| 流 動 資 産     | 29,579,505 | 流 動 負 債           | 492,204    |
| 普 通 預 金     | 29,579,505 | 未 払 費 用           | 364,399    |
|             |            | 預 り 金             | 112,805    |
|             |            | 未 払 法 人 税         | 15,000     |
|             |            | 負 債 合 計           | 492,204    |
|             |            | ( 純 資 産 の 部 )     |            |
|             |            | 株 主 資 本           | 29,087,301 |
|             |            | 資 本 金             | 15,000,000 |
|             |            | 資 本 剰 余 金         | 15,000,000 |
|             |            | 資 本 準 備 金         | 15,000,000 |
|             |            | 利 益 剰 余 金         | △912,699   |
|             |            | そ の 他 利 益 剰 余 金   | △912,699   |
|             |            | 繰 越 利 益 剰 余 金     | △912,699   |
|             |            | 純 資 産 合 計         | 29,087,301 |
| 資 産 合 計     | 29,579,505 | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 29,579,505 |

## 損 益 計 算 書

( 2020年2月3日から  
2020年2月29日まで )

(単位：円)

| 科 目                 | 金 額     | 金 額     |
|---------------------|---------|---------|
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 |         |         |
| 給 与 手 当             | 532,750 |         |
| 法 定 福 利 費           | 71,040  |         |
| 事 務 用 消 耗 品 費       | 6,272   |         |
| 支 払 報 酬             | 41,100  |         |
| 支 払 手 数 料           | 500     |         |
| 租 税 公 課             | 246,037 | 897,699 |
| 営 業 損 失             |         | 897,699 |
| 経 常 損 失             |         | 897,699 |
| 税 引 前 当 期 純 損 失     |         | 897,699 |
| 法 人 税 等             |         | 15,000  |
| 当 期 純 損 失           |         | 912,699 |

## 株主資本等変動計算書

( 2020年2月3日から  
2020年2月29日まで )

(単位：円)

|               | 株 主 資 本    |            |                       |                                   |                   |                 |                  | 純資産合計 |
|---------------|------------|------------|-----------------------|-----------------------------------|-------------------|-----------------|------------------|-------|
|               | 資 本 金      | 資 本 剰 余 金  |                       | 利 益 剰 余 金                         |                   |                 | 株 主 資 本 計<br>合 計 |       |
|               |            | 資 準<br>備 金 | 資 剰<br>合 余 金<br>本 金 計 | そ の 他 利 益<br>の 剰 余 金<br>繰 越 利 余 金 | 利 剰<br>合 余 金<br>計 | 益 剰<br>余 金<br>計 |                  |       |
| 2020年2月3日 残高  | 0          | 0          | 0                     | 0                                 | 0                 | 0               | 0                |       |
| 当 期 純 損 失     | -          | -          | -                     | △912,699                          | △912,699          | △912,699        | △912,699         |       |
| 事業年度中の変動額     | 15,000,000 | 15,000,000 | 15,000,000            | △912,699                          | △912,699          | 29,087,301      | 29,087,301       |       |
| 2020年2月29日 残高 | 15,000,000 | 15,000,000 | 15,000,000            | △912,699                          | △912,699          | 29,087,301      | 29,087,301       |       |

## 個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当該事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 600株

以 上

3. 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、  
重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。

4. 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な  
債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

株式会社ジェネシスホールディングスとの間の株式交換

当社は、当社の連結子会社である株式会社ジェネシスホールディングス  
(以下、「ジェネシス」といいます。)との間において、2020年4月21日付  
で、2020年6月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、ジェ  
ネシスを株式交換完全子会社とする株式交換に係る株式交換契約を締結い  
たしました。

## 第5号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は、第4号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、当該吸収分割の効力発生日（2020年9月1日（予定））と同日をもって、当社は持株会社体制へ移行いたします。本議案は、これに伴い、第4号議案が承認可決され、同議案で承認された吸収分割契約に従って吸収分割の効力が発生することを条件として、当社の商号を当該吸収分割の効力発生日（2020年9月1日（予定））と同日付で「JNSホールディングス株式会社」に変更し、事業目的を持株会社としての経営管理等に変更するため、現行定款第1条（商号）及び第2条（目的）の変更その他所要の変更をお願いするものです。

なお、本議案に基づく定款変更は、第4号議案が承認可決され、同議案で承認された吸収分割契約に従って吸収分割の効力が発生することを条件として、当該吸収分割の効力発生日（2020年9月1日（予定））と同日に効力が発生するものとします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分であります）

| 現行定款                                                                        | 変更案                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則<br>(商 号)<br>第1条 当社は、ネオス株式会社と称し、英文では、 <u>Neos Corporation</u> と表示する。 | 第1章 総 則<br>(商 号)<br>第1条 当社は、 <u>JNSホールディングス株式会社</u> と称し、英文では、 <u>JNS HOLDINGS INC.</u> と表示する。 |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                        | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p>                                                                                                                                                                                                 | <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <p>1. ～3. （条文省略）</p> <p>4. 電気通信機械器具、コンピュータ、テレビゲーム機器、電気機械器具のソフトウェアおよびハードウェアの企画、製造、販売、輸出入および賃貸事業</p> <p>5. ～7. （条文省略）</p> <p>8. 各種マーケティング業務のコンサルティング</p> <p>9. 経営コンサルタント業務</p> <p>10. ～26. （条文省略）<br/>（新 設）</p> <p>27. 前各号に附帯または関連する一切の業務</p> | <p>1. ～3. （現行どおり）</p> <p>4. 電気通信機械器具、コンピュータ、テレビゲーム機器、電気機械器具のソフトウェアおよびハードウェアの企画、製造、販売、輸出入、修理および賃貸事業</p> <p>5. ～7. （現行どおり）</p> <p>8. 各種マーケティング業務および商品企画等のコンサルティング</p> <p>9. 国内および国外における経営コンサルタント業務</p> <p>10. ～26. （現行どおり）</p> <p>27. 電子決済システムの企画、開発、運用、分析、管理、保守</p> <p>28. 放送番組、ビデオソフト等の放映権の取得、買付けおよび販売</p> <p>29. 日用品雑貨、家具、衣料品の売買および輸出入</p> <p>30. 健康機器、美容機器の売買および輸出入</p> <p>31. 海外投資および海外進出に関するコンサルティング業</p> <p>32. コールセンターの運営および管理並びにそれらの受託</p> <p>33. 企業の物流に関する業務の受託および物流に関するコンサルティング</p> <p>34. 不動産賃貸業</p> <p>35. 前各号に附帯または関連する一切の業務</p> |

| 現行定款                                                                  | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第3条～第45条（条文省略）<br><br>附則<br>（監査役の責任免除に関する経過措置）<br>（条文省略）<br><br>（新 設） | 第3条～第45条（現行どおり）<br><br>附則<br>（監査役の責任免除に関する経過措置）<br><u>第1条（現行どおり）</u><br><br><u>第2条（効力発生日）</u><br><u>第1条（商号）及び第2条（目的）の変更は、</u><br><u>2020年5月27日開催予定の第16回定時株主総</u><br><u>会に付議される「吸収分割契約承認の件」が原</u><br><u>案どおり承認可決されること及び上記吸収分</u><br><u>割契約に基づく吸収分割の効力が発生するこ</u><br><u>とを条件として、当該吸収分割の効力発生日に</u><br><u>効力が生じるものとする。なお、本条は、当該</u><br><u>吸収分割の効力発生日の経過をもってこれを</u><br><u>削除する。</u> |

**第6号議案** 当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストックオプション報酬額及び内容の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額につきましては、2016年5月26日開催の第12回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を月額100,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、昨今の経済情勢等諸般の事情を踏まえ、上記報酬額とは別枠で、また、既存の株式報酬型ストックオプションの報酬額に代えて、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象として、年額100,000千円以内で、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

具体的には、当該新株予約権の公正価額を新株予約権1個と引換えに払い込む金銭の額とし、新株予約権の割当を受ける取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、当該金銭の額に割当てを受けた新株予約権の数に乗じて得た額と同額の報酬を付与し、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込債務とを相殺することによって、新株予約権を取得させるものであります。

また、各取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する具体的な支給の時期、配分等は、取締役会において決定することとしたいと存じます。

なお、現在の当社取締役の員数は3名（うち、社外取締役0名）であり、本定時総会第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」をご承認いただいた場合、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち、社外取締役0名）となります。

本議案に基づく株式報酬型ストックオプションの内容等は、以下のとおりです。

1. ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の取締役の報酬制度に関して、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも、株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めるため。

2. 新株予約権の割当対象者

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）

3. 新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式120,000株を上限とする。

新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割(または株式併合)の比率

更に、当社が株式無償割当てを行う場合または合併もしくは会社分割を行う場合等、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の数

1,200個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割当てる新株予約権の上限とする。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権の公正価額を新株予約権1個と引換えに払い込む金銭の額(以下「払込金額」という。)とし、新株予約権の割当を受けた当社の取締役に対して、払込金額に割り当てを受けた新株予約権の数を乗じて得た額に相当する金銭報酬を支給することとし、当該報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺することによって、新株予約権を取得させるものとする。

新株予約権の公正価額は、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算出される公正な評価単価に基づいて取締役会の決議で定めるものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から5年を経過した日より、新株予約権の割当日の翌日から8年を経過する日までの期間で取締役会が定める期間とする。但し、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役または取締役会で認定された者であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による行使は認めない。

② その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①記載の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する

資本金の額を減じた額とする。

(9) 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転計画書承認の議案が株主総会または取締役会で承認されたときは、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使の条件を満たさず新株予約権を行使できなくなった場合には、当社は取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下、同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(1)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記(5)に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記(5)に定める新株予約権

を行使することができる期間の満了日までとする。

- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記(8)に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を必要とする。
- ⑧ 新株予約権の行使の条件  
上記(6)に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件  
上記(9)に準じて決定する。
- (11) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (12) その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

以上

## 定時株主総会会場ご案内図

